		ト　第一種随時贈与報告基準事業年度における当該第一種特別贈与認定中小企業者の総収入金額
		チ　第一種随時贈与報告基準期間において、当該第一種特別贈与認定中小企業者の特定特別子会社が風俗営業会社に該当しないこと
		リ　当該第一種経営承継受贈者が代表者を退任した日
		ヌ　当該第一種経営承継受贈者が第九条第十項各号のいずれかに該当する事実に至ったこと

6　前項の表の第二号及び第三号の報告をしようとする第一種特別贈与認定中小企業者は、様式第十二による報告書に、当該報告書の写し一通及び次に掲げる書類（前項の表の第三号の報告をする場合にあっては第一種経営承継受贈者が第九条第十項のいずれかに該当するに至った旨を証する書類を含む。）を添付して、都道府県知事に提出するものとする。

一　第一種随時贈与報告基準日における当該第一種特別贈与認定中小企業者の定款の写し

二　登記事項証明書（第一種随時贈与報告基準日以後に作成されたものに限る。）

三　当該第一種特別贈与認定中小企業者が株式会社である場合にあっては、第一種随時贈与報告基準日における当該第一種特別贈与認定中小企業者の株主名簿の写し

四　第一種随時贈与報告基準日における当該第一種特別贈与認定中小企業者の従業員数証明書

五　当該第一種特別贈与認定中小企業者の第一種随時贈与報告基準事業年度の会社法第四百三十五条第二項又は第六百十七条第二項に規定する書類その他これらに類する書類

六　第一種随時贈与報告基準期間において、当該第一種特別贈与認定中小企業者が上場会社等又は風俗営業会社のいずれにも該当しない旨の誓約書

七　第一種随時贈与報告基準期間において、当該第一種特別贈与認定中小企業者の特定特別子会社が風俗営業会社に該当しない旨の誓約書

八　前各号に掲げるもののほか、前項各号に掲げる事項に関し参考となる書類

7　第三項の規定にかかわらず、第一種特別相続認定中小企業者は、次の表の各号の上欄に掲げる場合に該当することとなった場合（当該認定に係る相続に係る相続税申告期限前に当該第一種特別相続認定中小企業者の第一種経営承継相続人が死亡した場合を除く。）には、当該各号の中欄に掲げる日（以下「第一種随時相続報告基準日」という。）の翌日から一月（第二号及び第三号の上欄に掲げる場合に該当することとなった場合にあっては、四月）を経過する日までに、当該各号の下欄に掲げる旨を都道府県知事に報告しなければならない。

［略］		
二　当該第一種経営承継相続人が死亡したとき	当該第一種経営承継相続人が死亡した日	当該第一種経営承継相続人が死亡したこと（ただし、次に掲げる事項も併せて報告しなければならない。） イ　第一種随時相続報告基準期間（当該第一種随時相続報告基準日の直前の第一種相続報告基準日の翌日から当該第一種随時相続報告基準日までの間をいう。以下同じ。）における代表者の氏名

		ト　第一種随時贈与報告基準事業年度における当該第一種特別贈与認定中小企業者の総収入金額
		チ　第一種随時贈与報告基準期間において、当該第一種特別贈与認定中小企業者の特定特別子会社が風俗営業会社に該当しないこと
		リ　当該第一種経営承継受贈者が代表者を退任した日
		ヌ　当該第一種経営承継受贈者が第九条第十項各号のいずれかに該当する事実に至ったこと

6　前項の表の第二号及び第三号の報告をしようとする特別贈与認定中小企業者は、様式第十二による報告書に、当該報告書の写し一通及び次に掲げる書類（前項の表の第三号の報告をする場合にあっては経営承継受贈者が第九条第四項のいずれかに該当するに至った旨を証する書類を含む。）を添付して、都道府県知事に提出するものとする。

一　随時贈与報告基準日における当該特別贈与認定中小企業者の定款の写し

二　登記事項証明書（随時贈与報告基準日以後に作成されたものに限る。）

三　当該特別贈与認定中小企業者が株式会社である場合にあっては、随時贈与報告基準日における当該特別贈与認定中小企業者の株主名簿の写し

四　随時贈与報告基準日における当該特別贈与認定中小企業者の従業員数証明書

五　当該特別贈与認定中小企業者の随時贈与報告基準事業年度の会社法第四百三十五条第二項又は第六百十七条第二項に規定する書類その他これらに類する書類

六　随時贈与報告基準期間において、当該特別贈与認定中小企業者が上場会社等又は風俗営業会社のいずれにも該当しない旨の誓約書

七　随時贈与報告基準期間において、当該特別贈与認定中小企業者の特定特別子会社が風俗営業会社に該当しない旨の誓約書

八　前各号に掲げるもののほか、前項各号に掲げる事項に関し参考となる書類

7　第三項の規定にかかわらず、特別相続認定中小企業者は、次の表の各号の上欄に掲げる場合に該当することとなった場合（当該認定に係る相続に係る相続税申告期限前に当該特別相続認定中小企業者の経営承継相続人が死亡した場合を除く。）には、当該各号の中欄に掲げる日（以下「随時相続報告基準日」という。）の翌日から一月（第二号及び第三号の上欄に掲げる場合に該当することとなった場合にあっては、四月）を経過する日までに、当該各号の下欄に掲げる旨を都道府県知事に報告しなければならない。

［略］		
二　当該経営承継相続人が死亡したとき	当該経営承継相続人が死亡した日	当該経営承継相続人が死亡したこと（ただし、次に掲げる事項も併せて報告しなければならない。） イ　随時相続報告基準期間（当該随時相続報告基準日の直前の相続報告基準日の翌日から当該随時相続報告基準日までの間をいう。以下同じ。）における代表者の氏名